

周南市公共施設等 L E D 照明設備賃貸借 提案評価要領

令和 8 年 9 月
周南市

周南市公共施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借 提案評価要領

周南市公共施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借に係る提案書の評価は、周南市公共施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借に係る周南市公共施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借プロポーザル評価会（以下、「評価会」という。）において、次のとおり行う。

１．企画提案書の募集から事業者選定に至る過程

- （１） 実施要領等の公告・配布
- （２） 第１回 質問受付
- （３） 第１回 質問回答
- （４） 参加表明書及び資格確認書類の受付
- （５） 参加表明者の資格審査結果の通知
- （６） 第２回 質問受付
- （７） 第２回 質問回答
- （８） 企画提案書の受付
- （９） プレゼンテーション・ヒアリング
- （１０） 最優秀及び優秀提案の選定、結果通知

２．企画提案書の評価

評価会は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容等を評価基準に基づき総合的に評価する。

- （１） 評価の方法
 - ① 参加者からの提案書類をもとに、提案の内容及び実行能力等を後述の照明設備ＬＥＤ化に係る提案評価項目に従い評価する。評価の過程において、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。
 - ② 各評価項目について、評価内容に記載の観点から評価し、採点する。なお、評価は法人名を伏せて行う。
 - ③ 評価点数は各評価者の評価合計点とする。
 - ④ 各評価者の持ち点の合計を満点とし、その６割を最低基準点として、評価合計点が最も高い提案を行った事業者を最優秀提案者とする。
 - ⑤ 最低基準点以上の点数を得た者がいなかった場合は、最優秀提案者の選定は行わない。
 - ⑥ 評価合計点が同点の場合は、評価項目の「施工品質・安全性」に係る評価の点数が高い者を最優秀提案者とし、それでもなお同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案者とする。
 - ⑦ 受託候補者は評価会の結果を踏まえ、市が選定する。
 - ⑧ 記載がない項目は０点とする。

⑨ 見積金額が提案上限額を超えている場合は失格とする。

(2) 評価基準及び配点

「別紙1 周南市公共施設等LED照明設備賃貸借 プロポーザル評価基準表」のとおり

(3) その他

参加者が1者だけの場合でも、評価会を実施する。

3. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 期限までに書類が提出されない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 評価会の評価者に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合

(5) 実施要領等に違反すると認められた場合